

# 栃木県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例

平成 19 年 11 月 29 日

条 例 第 2 8 号

改正	平成 20 年 3 月 31 日	条例第 5 号
改正	平成 20 年 7 月 30 日	条例第 6 号
改正	平成 21 年 2 月 10 日	条例第 2 号
改正	平成 21 年 6 月 9 日	条例第 4 号
改正	平成 22 年 2 月 9 日	条例第 4 号
改正	平成 23 年 2 月 16 日	条例第 1 号
改正	平成 24 年 2 月 20 日	条例第 2 号
改正	平成 25 年 2 月 21 日	条例第 4 号
改正	平成 26 年 2 月 21 日	条例第 2 号
改正	平成 27 年 2 月 12 日	条例第 4 号
改正	平成 27 年 3 月 31 日	条例第 6 号
改正	平成 28 年 2 月 16 日	条例第 5 号
改正	平成 29 年 2 月 21 日	条例第 4 号

## 目次

第 1 章 栃木県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療（第 1 条）

第 2 章 後期高齢者医療給付（第 2 条）

第 3 章 保健事業（第 3 条）

第 4 章 保険料（第 4 条—第 2 2 条）

第 5 章 補則（第 2 3 条）

第 6 章 罰則（第 2 4 条—第 2 8 条）

## 附則

第 1 章 栃木県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療

第 1 条 栃木県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う後期高齢者医療については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第 2 章 後期高齢者医療給付

（葬祭費）

第 2 条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として、5 万円を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法（大正 1

1年法律第70条)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

### 第3章 保健事業

第3条 広域連合は、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。

- (1) 健康診査
- (2) 健康相談
- (3) その他被保険者の健康の保持増進のために必要と認める事業

2 前項に定めるもののほか、保健事業に関して必要な事項は、別にこれを定める。

### 第4章 保険料

#### (保険料の賦課額)

第4条 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)

第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、法第99条第2項に規定する被保険者(以下「被扶養者であった被保険者」という。)に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

2 前項の賦課額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

#### (保険料の所得割額)

第5条 前条の所得割額は、地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号。以下「令」という。)第7条第1項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額(以下この条において「他の所得と区分して計算される所得の金額」という。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率(以下「所得割率」という。)を乗じて得た額とする。ただし、被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前条、この条本文、次条から第9条までの規定に基づき当該被保険者に係る保険料の賦課額を算定するものとしたならば、当該賦課額が、第10条に定める賦課額の限度額を上回ることが確実であると

見込まれる場合には、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。以下「施行規則」という。）第83条の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

(1) 第12条第3号に規定する所得割総額

(2) 被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）につき施行規則第85条で定めるところにより算定した特定期間（法第116条第2項第1号に規定する特定期間をいう。以下同じ。）における各年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の合計額の見込額

2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとして算定する。

3 第1項の所得割率に小数点以下第4位未満の端数があるときは、これを切り上げる。  
（保険料の被保険者均等割額）

第6条 第4条の被保険者均等割額は、第12条第3号に規定する被保険者均等割総額を当該特定期間における各年度の被保険者の合計数の合計数の見込数で除して得た額とする。

2 前項の被保険者均等割額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。  
（所得割率及び被保険者均等割額の適用）

第7条 所得割率及び前条の規定により算定された被保険者均等割額は、全区域にわたって均一とする。

（所得割率）

第8条 平成28年度及び平成29年度の所得割率は、100分の8.54とする。

（被保険者均等割額）

第9条 平成28年度及び平成29年度の被保険者均等割額は、43,200円とする。

（保険料の賦課限度額）

第10条 第4条の賦課額は、57万円を超えることができない。

（賦課期日）

第11条 保険料の賦課期日は、4月1日とする。

（保険料の賦課総額）

第12条 特定期間における各年度の法第104条第2項の規定により被保険者に対して

課する保険料の賦課額（第14条又は第15条に規定する基準に従い第4条から第10条までの規定に基づき算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の合計額の合計額（以下「賦課総額」という。）は、次のとおりとする。

(1) 賦課総額は、特定期間における各年度のアに掲げる合計額の見込額からイに掲げる合計額の見込額を控除して得た額の合計額を予定保険料収納率で除して得た額とする。

ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額、法第70条第3項（法第74条第10項、第75条第7項及び第76条第6項において準用する場合を含む。）及び第78条第7項の規定による審査及び支払に関する事務の執行に要する費用（法第70条第4項（法第74条第10項、第75条第7項、第76条第6項及び第78条第8項において準用する場合を含む。）の規定による委託に要する費用を含む。）の額、財政安定化基金拠出金及び法第117条第2項の規定による拠出金の納付に要する費用の額、法第116条第2項第1号に規定する基金事業借入金の償還に要する費用の額、保健事業に要する費用の額並びにその他の後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）の額の合計額

イ 法第93条、第96条及び第98条の規定による負担金、法第95条の規定による調整交付金、法第100条の規定による後期高齢者交付金、法第117条第1項の規定による交付金、法第102条及び第103条の規定による補助金その他後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入の額の合計額

(2) 前号の予定保険料収納率は、特定期間における各年度に賦課すべき保険料の額の合計額の合計額に占めるこれらの年度において収納が見込まれる保険料の額の合計額の合計額の割合として施行規則第89条で定める基準に従い算定される率とする。

(3) 賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額に、特定期間における各年度の被保険者の所得の平均額のすべての後期高齢者医療広域連合の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案し

て施行規則第90条に定める方法により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額とする。

(賦課期日後において被保険者の資格取得又は喪失があった場合)

第13条 保険料の賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合における当該被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者が資格を取得した日の属する月から月割をもつて行う。

2 保険料の賦課期日後に被保険者の資格を喪失した場合における当該被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者が資格を喪失した日の属する月の前月まで月割をもつて行う。

(所得の少ない者に係る保険料の減額)

第14条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額とする。

(1) 当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合には当該資格を取得した日とする。以下この条において同じ。）現在における被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに令第18条第4項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額（以下この条において「他の所得と区分して計算される所得の金額」という。）の合計額の当該世帯における合算額が地方税法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額

(1)の2 当該年度の賦課期日において、前号の規定による減額の対象となる被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が令第15条第1項第4号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区別して計算される所得の金額がない世帯に属する被保険者 前号に定める額に当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額を加えて得た額

(2) 当該年度の保険料の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並

びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に27万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

(3) 当該年度の保険料の賦課期日において、前3号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に49万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

(4) 前各号の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法313条第3項から第5項までの規定を適用せず、また、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとして計算する。

2 基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に5分の1を乗じて得た額を控除して得た額とする。

3 前2項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。  
(被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額)

第15条 被扶養者であった被保険者（前条第1項第1号、第1号の2、第2号及び第4号の規定による減額がされない被保険者に限る。）について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、広域連合の当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額を控除した額とする。

2 前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。  
(保険料の額の通知)

第16条 保険料の額が定まったときは、広域連合長は、速やかに、これを被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

(保険料の徴収猶予)

第17条 広域連合長は、被保険者及び連帯納付義務者（法第108条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する者をいう。以下この条及び次条において同じ。）が、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6か月以内の期間を限って、その徴収を猶予することができる。

- (1) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- (3) 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- (4) 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか広域連合長が必要と認める特別の理由があること。

2 前項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする被保険者又は連帯納付義務者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、広域連合長に提出しなければならない。

- (1) 被保険者及びその属する世帯の世帯主の氏名及び住所
- (2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
- (3) 徴収猶予を必要とする理由

3 第1項の規定により保険料の徴収の猶予を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を広域連合長に申告しなければならない。

(保険料の減免)

第18条 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当する被保険者又は連帯納付義務者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。

- (1) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

- (2) 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- (3) 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- (4) 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか規則で定める特別の理由があること。

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする被保険者又は連帯納付義務者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限の日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の直近の支払日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、広域連合長に提出しなければならない。

- (1) 被保険者及びその属する世帯の世帯主の氏名及び住所
- (2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
- (3) 減免を必要とする理由

3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を広域連合長に申告しなければならない。

(保険料に関する申告)

第19条 被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者（以下この条において「被保険者等」という。）は、4月15日まで（保険料の賦課期日後に被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内）に、被保険者等の所得その他広域連合長が必要と認める事項を記載した申告書を広域連合長に提出しなければならない。ただし、被保険者等の前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書が市町村長に提出されている場合又は被保険者等が同項ただし書に規定する者（同項ただし書の条例で定める者を除く。）である場合においては、この限りでない。

(保険料の納付)

第20条 保険料は、第4条から前条までの規定に基づき当該市町村に住所を有する被保険者及び法第55条の規定の適用を受ける被保険者に対して賦課した保険料の額（第1

8条の規定により保険料を減免した場合にあっては、当該減免した額を控除した額)を当該被保険者から市町村が徴収し、その徴収した額を広域連合に納付するものとする。

(市町村が徴収すべき保険料の額)

第21条 市町村は、当該市町村に住所を有する被保険者及び法第55条の規定の適用を受ける被保険者から保険料を徴収する。

2 賦課期日後に被保険者が住所を有することとなった市町村において徴収すべき保険料の額の算定は、当該被保険者が住所を有することとなった日の属する月から月割をもつて行う。

3 賦課期日後に被保険者が住所を有しなくなった市町村において徴収すべき保険料の額の算定は、当該被保険者が住所を有しなくなった日の翌日の属する月の前月まで月割をもつて行う。ただし、当該市町村に住所を有しなくなった日に他の市町村に住所を有するに至ったときは、その住所を有しなくなった日の属する月の前月まで月割をもつて行う。

4 第2項の規定により算定した額に100円未満の端数があるときはこれを切り捨て、前項の規定により算定した額に100円未満の端数があるときはこれを切り上げる。

(延滞金の納付)

第22条 延滞金は、被保険者から保険料を徴収する市町村が当該被保険者から徴収し、その徴収した額を広域連合に納付するものとする。

## 第5章 補則

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、後期高齢者医療に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

## 第6章 罰則

第24条 広域連合は、被保険者が法第54条第1項の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

第25条 広域連合は、法第54条第4項又は第5項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者に対し、10万円以下の過料を科する。

第26条 広域連合は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由がなく法第137条

第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

第27条 広域連合は、偽りその他不正の行為により徴収猶予した一部負担金に係る徴収金その他法第4章の規定による徴収金（広域連合が徴収するものに限る。）の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

第28条 前4条の過料の額は、情状により、広域連合長が定める。

2 前4条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（平成20年度及び平成21年度における保険料の算定の特例）

第2条 平成20年度及び平成21年度における保険料の算定について、第7条の規定の適用については、「全区域」とあるのは「全区域（附則別表に定める市町村を除く。）」と、第12条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「第14条又は第15条」とあるのは「第14条若しくは第15条又は附則第4条、附則第5条、附則第7条、附則第8条、附則第9条若しくは附則第10条」と、同条第1号イ中「収入」とあるのは「収入（法附則第14条第2項の規定による繰入金を除く。）」と読み替えるものとする。

（公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例）

第3条 当分の間、被保険者、その属する世帯の世帯主又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者であって前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けたものについては、第14条第1項第1号から第3号までの規定中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額）」と、同項第2号及び第3号中「同条第2項」とあるのは「地方税法第314条の2第2項」とする。

（法附則第14条第1項の市町村に係る保険料の賦課の特例）

第4条 法附則第14条第1項に規定する条例で定める期間は、2年とする。

- 2 広域連合が法附則第14条第1項に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する市町村として附則別表に定める市町村（以下この条において「特定市町村」という。）の区域内に住所を有する被保険者（以下この条において「特定市町村区域内被保険者」という。）に対して課する保険料の賦課額は、第4条から第9条まで（第4条第2項及び第5条第3項を除く。）の規定にかかわらず、次のとおりとする。
- (1) 当該保険料の賦課額は、特定市町村区域内被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、被扶養者であった被保険者に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。
  - (2) 前号の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に特定市町村所得割率を乗じて得た額とする。
  - (3) 前号の特定市町村所得割率は、地域の実情その他の事情を勘案して施行規則附則第22条で定める方法により算定した率とする。ただし、所得割率に、当該特定市町村に係る給付費比率に1から給付費比率を控除した率に経過的調整率を乗じて得た率を加えた率を乗じて得た率を下回らないものとする。
  - (4) 前号の給付費比率は、被保険者1人当たりの法第93条第1項に規定する療養の給付等に要する費用の額（以下この号において「療養の給付等に要する費用の額」という。）に対する特定市町村区域内被保険者1人当たりの療養の給付等に要する費用の額の割合に相当するものとして法附則第14条第1項に規定する厚生労働大臣が定める基準との整合性に配慮して施行規則附則第23条で定めるところにより算定した率とする。
  - (5) 第3号の経過的調整率は、平成20年度及び平成21年度については、2分の1とする。
  - (6) 第1号の被保険者均等割額は、地域の実情その他の事情を勘案して施行規則附則第24条で定める方法により算定した額とする。ただし、第6条の被保険者均等割額に、当該特定市町村に係る第3号の給付費比率に1から当該給付費比率を控除した率に前号の経過的調整率を乗じて得た率を加えた率を乗じて得た額を下回らないものとする。
  - (7) 前号の被保険者均等割額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げる。
  - (8) 平成20年度及び平成21年度の特定市町村区域内被保険者に対して課する保険料の所得割率及び被保険者均等割額は附則別表に定める値とする。

(9) 第1号の賦課額は、50万円を超えることができない。

(平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第5条 平成20年度において、被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第14条及び第15条の規定にかかわらず、広域連合の当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に20分の19を乗じて得た額を控除した額とする。

2 平成20年度において、賦課期日後に被保険者の資格を取得又は喪失した被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第14条及び第15条の規定にかかわらず、前項の規定により算定した被保険者均等割額から当該被保険者均等割額を6で除して得た額に6から平成20年10月から平成21年3月までの間において被保険者資格を有する月数（当該被扶養者であった被保険者が資格を取得した日の属する月を含み、当該被扶養者であった被保険者が資格を喪失した日の属する月を除く。）を控除した数を乗じて得た額を控除した額とする。ただし、平成20年10月31日までの間に資格を喪失した被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、0円とする。

3 前2項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(平成20年度における市町村が徴収すべき保険料の額の特例)

第6条 平成20年度において、市町村が徴収すべき被扶養者であった被保険者に係る保険料の額について、第21条の規定を適用する場合においては、同条第2項中「属する月」とあるのは、「属する月（当該月が平成20年9月以前の場合は、平成20年10月とする。）」と、同条第3項中「算定は、」とあるのは「算定は、平成20年10月から」と、「ときは、」とあるのは「ときは、平成20年10月から」とする。

(平成20年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例)

第7条 平成20年度における保険料の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に2分の1を乗じて得た額を控除して得た額とする。

2 前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(平成20年度における所得の少ない者に係る被保険者均等割額の減額の特例)

第8条 平成20年度において、第14条第1項第1号に規定する被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）に対して賦課する被保険者均等割額は、同条第1項第1号及び

第3項の規定により算定した被保険者均等割額に6分の1を乗じて得た額（100円未満の端数があるときはこれを切り捨てて得た額）に3を乗じて得た額とする。

（平成21年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例）

第9条 平成21年度において、被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第14条及び第15条の規定にかかわらず、広域連合の当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に10分の9を乗じて得た額を控除した額とする。

2 平成21年度において、賦課期日後に被保険者の資格を取得又は喪失した被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第14条及び第15条の規定にかかわらず、前項の規定により算定した被保険者均等割額について第13条の規定により月割をもって算定した額とする。

3 前2項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（平成21年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例）

第10条 平成21年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。

2 前項の規定は、平成21年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の2の規定を適用する場合においては、適用しない。

（平成22年度及び平成23年度における保険料の賦課総額の算定の特例）

第11条 平成22年度及び平成23年度における保険料の賦課総額の算定について第12条の規定を適用する場合においては、同条中「第14条又は第15条」とあるのは、「第14条若しくは第15条又は附則第12条、附則第13条、附則第14条若しくは附則第15条」とする。

（平成22年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例）

第12条 平成22年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第15条の規定を適用する場合においては、同条第1項中「被保険者(前条第1項第1号、第1号の2、第2号及び第4号の規定による減額がされない被保険者に限る。）」について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者」と、「10分の5」とあるのは「10分の9」とする。

(平成22年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)

第13条 平成22年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。

2 前項の規定は、平成22年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の2の規定を適用する場合においては、適用しない。

(平成23年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第14条 平成23年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第15条の規定を適用する場合においては、同条第1項中「被保険者（前条第1項第1号、第1号の2、第2号及び第4号の規定による減額がされない被保険者に限る。）について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者」と、「10分の5」とあるのは「10分の9」とする。

(平成23年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)

第15条 平成23年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。

2 前項の規定は、平成23年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の2の規定を適用する場合においては、適用しない。

(平成24年度及び平成25年度における保険料の賦課総額の算定の特例)

第16条 平成24年度及び平成25年度における保険料の賦課総額の算定について第12条の規定を適用する場合においては、同条中「第14条又は第15条」とあるのは、「第14条若しくは第15条又は附則第17条、附則第18条、附則第19条若しくは附則第20条」とする。

(平成24年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第17条 平成24年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第15条の規定を適用する場合においては、同条第1項中「被保険者（前条第1項第1号、第1号の2、第2号及び第4号の規定による減額がされない被保険者に限る。）について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者」と、「10

分の5」とあるのは「10分の9」とする。

(平成24年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)

第18条 平成24年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。

2 前項の規定は、平成24年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の2の規定を適用する場合においては、適用しない。

(平成25年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第19条 平成25年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の特例について第15条の規定を適用する場合においては、同条1項中「被保険者（前条第1項第1号、第1号の2、第2号及び第4号の規定による減額がされない被保険者に限る。）について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者」と、「10分の5」とあるのは「10分の9」とする。

(平成25年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課の特例)

第20条 平成25年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。

2 前項の規定は、平成25年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の2の規定を適用する場合においては、適用しない。

(平成26年度及び平成27年度における保険料の賦課総額の算定の特例)

第21条 平成26年度及び平成27年度における保険料の賦課総額の算定について第12条の規定を適用する場合においては、同条中「第14条又は第15条」とあるのは、「第14条若しくは第15条又は附則第22条、附則第23条、附則第24条若しくは附則第25条」とする。

(平成26年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第22条 平成26年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第15条の規定を適用する場合においては、同条第1項中「被保険者（前条第1項第1号、第1号の2、第2号及び第4号の規定による減額がされない被保険者に限る。）について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する

月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者」と、「10分の5」とあるのは「10分の9」とする。

(平成26年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)

第23条 平成26年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。

2 前項の規定は、平成26年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の2の規定を適用する場合においては、適用しない。

(平成27年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第24条 平成27年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第15条の規定を適用する場合においては、同条第1項中「被保険者（前条第1項第1号、第1号の2、第2号及び第4号の規定による減額がされない被保険者に限る。）」について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者」と、「10分の5」とあるのは「10分の9」とする。

(平成27年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)

第25条 平成27年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。

2 前項の規定は、平成27年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の2の規定を適用する場合においては、適用しない。

(平成28年度及び平成29年度における保険料の賦課総額の算定の特例)

第26条 平成28年度及び平成29年度における保険料の賦課総額の算定について第12条の規定を適用する場合においては、同条中「第14条又は第15条」とあるのは、「第14条若しくは第15条又は附則第27条、附則第28条、附則第29条若しくは附則第30条」とする。

(平成28年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第27条 平成28年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第15条の規定を適用する場合においては、同条第1項中「被保険者（前条第1項第1号、第1号の2、第2号及び第4号の規定による減額がされない被保険者に限る。）」につ

いて、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者」と、「10分の5」とあるのは「10分の9」とする。

(平成28年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)

第28条 平成28年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。

2 前項の規定は、平成28年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の2の規定を適用する場合においては、適用しない。

(平成29年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第29条 平成29年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第15条の規定を適用する場合においては、同条第1項中「被保険者（前条第1項第1号、第1号の2、第2号及び第4号の規定による減額がされない被保険者に限る。）」について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者（前条第1項第1号、第1号の2及び第4号の規定による減額がされない被保険者に限る。）」と、「10分の5」とあるのは「10分の7」とする。

(平成29年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)

第30条 平成29年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。

2 前項の規定は、平成29年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の2の規定を適用する場合においては、適用しない。

附則別表（附則第4条関係）

市町村名	所得割率及び被保険者均等割額	
茂木町	所得割率	100分の6.40
	被保険者均等割額	33,900円
那珂川町	所得割率	100分の6.38
	被保険者均等割額	33,800円

附 則（平成20年条例第5号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第2条、附則第7条及び附則第8条の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成21年条例第2号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第4号）

この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第2条、附則第8条及び附則第10条の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年条例第4号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第2号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の栃木県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成24年度以後の年度分の保険料について適用し、平成23年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成25年条例第4号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の栃木県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成26年度以後の年度分の保険料について適用し、平成25年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年条例第 4 号）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年条例第 6 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の栃木県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第 14 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定は、平成 27 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 26 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年条例第 5 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の栃木県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第 8 条、第 9 条並びに第 14 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定は、平成 28 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 27 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年条例第 4 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の栃木県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第 14 条第 1 項第 2 号及び第 3 号並びに同条第 2 項の規定は、平成 29 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 28 年度分までの保険料については、なお従前の例による。